

「英語村(仮称)」事業募集要項等に関する質問回答書

※タイム24ビルに関わる質問への回答内容については、株東京ビッグサイトに確認・了承済

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	募集要項	2	第1	—	—	事業の内容	本事業の事業主体は、応募要項で定義されている事業者になりますか。	本事業の事業主体は、募集要項で定義する事業者です。
2	募集要項	2	第1	3	—	本施設の整備・運営手法	「必要な支援」とは補修改修経費や事業施設賃料の補助以外に何があり、どういった形で行われるか具体的に示していただけませんか。	東京都教育委員会は、より多くの都内の公立学校が利用するように、都立学校や区市町村教育委員会に対し積極的な周知活動を行い、利用を働き掛けていきます。実際の利用については、提供されるプログラムの内容に応じて、各学校が判断することとなる見込みであり、学校に参加を義務付けることまでをお約束するものではありません。東京都教育委員会は、参加人数を保証するものではなく、また、最低保証可能人数を表明しているものではありません。
3	募集要項	5	第1	4	(3)	カ 営業及び広報	児童・生徒を動員してもらえますか。	
4	募集要項	5	第1	4	(3)	カ 営業及び広報	東京都内の区市町村教育委員会、私立学校関係、国公立学校への営業及び広報を事業者に合わせておりますが、東京都教育委員会としての具体的な取組体制もしくは行動指針をお示し願います。	
5	その他	—	—	—	—	—	事業者の広報活動については、独自展開に加え、都の持つ固有の媒体は使用可能ですか。また各自治体(市区町村レベル)の媒体への橋渡しは都としてバックアップ可能ですか。	
6	その他	—	—	—	—	—	教育委員会は事業者に対し、「学校教育との連携や安価な料金設定を実現できるよう必要な支援をする」とありますが、経済面以外のサポートをより具体的かつレベル感を以て御教示ください。	
7	募集要項	3	第1	4	(1)	ア 名称	既存の商標を使用できないとの説明がありましたが、参画事業者が本事業に参画していることを外部でPRに使用することは可能でしょうか。	外部でのPR目的や用途によりますので、事前に東京都教育委員会と協議の上、合意を得る必要があります。
8	募集要項	3	第1	4	(1)	ア 名称	命名権ビジネスにより採算性を向上することは可能ですか。名称の変更頻度に制限はありますか。	命名権ビジネスはできません。名称変更の頻度に制限は設けていませんが、事業運営期間中の名称変更に伴い看板や交通機関における案内標識等の変更が必要となることや、当該名称の都民への定着等を踏まえると、変更頻度には一定程度の制約が生じるものと考えられます。
9	募集要項	3	第1	4	(1)	ウ 運営期間	当初予定していた運営期間を10年以上15年以下の間で短縮することは可能でしょうか。	当初計画した運営期間を変更することはできませんが、やむを得ない事情により事業継続が困難となった場合は、東京都教育委員会との協議・合意が必要です。事業予定者決定後、締結を予定する協定書において、債務不履行に関する規定を設ける見込みです。賃貸借契約の解約には、6か月前の通知が必要です。また、事業者の入居に当たって、(株)東京ビッグサイトが負担した費用については、途中解約の違約として請求いたします。
10	募集要項	3	第1	4	(1)	ウ 運営期間	運営主体は株式会社であり、運営を始めて予定年度に達せず赤字等の理由から継続不能あるいは倒産となる可能性もあります。その場合、何らかの規程はありますか。	
11	募集要項	3	第1	4	(1)	ウ 運営期間	運営に関する改善を重ねても事業収支が計画を大幅に下回り、資金不足によって事業継続が困難となった場合、期間満了前に事業を終了させることはできますか。	

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
12	募集要項	3	第1	4	(1)	エ 目標設定、効果検証	指標及び方法(頻度も含む)について想定されるものはありますか。	提案内容に関わるため、こちらからお示することはできません。
13	募集要項	3	第1	4	(1)	オ 事業施設	運動するプログラムを導入する場合、床の強度・養生など配慮すべきことはありますか。	耐荷重制限は2階はスラブ上 500 kg / m ² 、OAフロア上 300 kg / m ² 、1、3階はスラブ上 600 kg / m ² 、OAフロア上 500 kg / m ² です。周辺への騒音・振動を考慮して、提案内容によっては、事業者の負担において必要な措置を講じていただく、又は、施工が不可能な場合もあります。運動するプログラムや騒音・振動を伴うプログラムについては階下への影響を考慮し、3階での実施を検討ください。
14	募集要項	3	第1	4	(1)	オ 事業施設	騒音、振動が起こる室として使用しても良いでしょうか。	
15	募集要項	3	第1	4	(1)	オ 事業施設	1階オフィス直上の使用制限はありますか。	
16	募集要項	3	第1	4	(1)	オ 事業施設	タイム24の1階から3階まで全て利用しなければならないのでしょうか。	
17	募集要項	3	第1	4	(1)	オ 事業施設	600人～800人集客の根拠にも関連しますが、賃貸借契約は3フロアの想定ですが、プランに応じた契約面積の増減はあり得ますか。	部分的な利用による提案を妨げるものではありませんが、600人から800人程度を収容し、十分なプログラムを提供できる必要があります。ただし、予約の有無にかかわらず常時600人から800人程度を即時に収容できる体制とすべきということまでを義務付けるものではありません(No.42及び43の回答も併せて御参照ください。)。なお、1階から3階以外のフロアの事業施設賃料については、東京都教育委員会の補助金交付対象とはなりません。
18	募集要項	3	第1	4	(1)	オ 事業施設	タイム24の1階から3階までの全てを利用する提案と部分的に利用する提案とは、評価に優劣はありますか。	使用面積については、体験型の施設であることを前提に、600人から800人程度の児童・生徒がプログラムへの参加やその他活動のため一斉に入場し滞在できる収容能力を確保するために必要な面積であると想定し、設定しています。そのため、事業の趣旨に照らし、1階から3階までの全てを利用する提案をより評価します。この点については、審査基準7(3)施設運営事項イ(ア)「施設利用者の収容能力」や(4)施設整備事項ア設計等で評価します。
19	募集要項	3	第1	4	(1)	オ 事業施設	WiFi等は使えますか。	公衆無線LANとして、共用部1階はAU・Docomo・NTT、2～3階はDocomo・NTTが利用可能ですが、それ以外の部分における私設のLANは、事業者の費用負担で敷設していただきます。また、新たに敷設したWiFiについては原状回復の必要があります。
20	募集要項	3	第1	4	(1)	オ 事業施設	内線電話は使えますか。	利用料金(工事費、回線基本料、通話料等)の御負担により、ビルの交換機を利用し、内線通話や外線通話を利用することができます。
21	募集要項	3	第1	4	(1)	オ 事業施設	医療施設の情報を教えてください。	館内には特別な医療体制は整備していません。なお、周辺の医療施設としては、約200m圏内にテレコムセンタービル クリニック(外科・内科)、約360m圏内に湾岸スタジオリハビリセンター(内科)があります。
22	募集要項	3	第1	4	(1)	カ 本施設の 利用対象者	利用者対象者の中から、年間見込み利用者数を教えてください。	公立学校の在籍数については、No.42及び43にお示しておりますが、年間見込み利用者数は提案事項ですので、こちらからの御提示はできません。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
23	募集要項	3	第1	4	(1)	カ 本施設の 利用対象者	学校行事や利用対象者向け以外の事業を展開してもよいですか。	募集要項P.31に示している利用対象者の優先順位に留意した上で、事業の趣旨を損なわない範囲であれば可能です。主に児童・生徒の教育を担う施設であるという観点から、都民の理解を得られる妥当な範囲での展開が必要と考えていますが、様々な工夫を取り込んでいただくことは可能です。
24	募集要項	4	第1	4	(2)	ア 企画	テナント企業や近隣企業と協同したプログラム提供も可能ですか。	
25	募集要項	8	第1	6	(6)	本施設のプログラム企画・運営、 施設改修及び維持管理等	事業の自由度について明確化していただけませんか。	
26	募集要項	4	第1	4	(2)	プログラム	「学校教育を踏まえた体験的・実践的なプログラム」とありますが、プログラム内容は、学習指導要領にどの程度準拠すべきでしょうか。	学習指導要領で示される目標、内容等を踏まえて各プログラムを提案していただく必要があります。 なお、次期学習指導要領において、小学校第5・6学年において「外国語活動」に代わって、英語が教科として新たに実施されることも見据え、「小学校第5学年から高等学校まで(に相当する児童・生徒)」が優先的に利用できることを実施方針・募集要項に示したところです。
27	募集要項	4	第1	4	(2)	オ 本施設利用者の成果を 高めるための仕組みづくり	小中高等学校の授業内容との運動性はどれくらい求められますか。 例)小学校 Hi friendsと運動していないレッスンをを行う、など。	学習指導要領等で示されている内容とともに、検定教科書、「Hi, friends!」、「Welcome to Tokyo」等での学習内容を踏まえたプログラム内容となる提案が必要となります。その際、これらの教材と同一の内容を扱うなど、直接的に運動させることを必須とするものではありません。
28	募集要項	4	第1	4	(2)	ウ プログラム環境	「プログラムスタッフ1人に対する利用者は10人程度までとしますが、より少人数であることが望まれます。」とありますが、一人対10人での設定と一人対10人未満での設定とで、審査の評価は異なりますか。	より少人数である一人対10人未満での設定をより高く評価します。
29	募集要項	4	第1	4	(2)	ウ プログラム環境	4月以降小3・4向けに絵本風の英語教材を文部科学省から配布する予定と伺っております。プログラムを検討するうえで、この教材の内容を踏まえる必要がありますか。また実物は手に入りますか。	No.26及び27の回答も併せて御参照ください。実物については、東京都教育委員会でお見せすることは可能ですが、貸与することはできません。閲覧を希望する場合は、事前にその旨御連絡の上、指導部指導企画課国際教育事業担当までお越しください(電話:03-5320-7772)。
30	募集要項	4	第1	4	(2)	ア 企画	プログラム改善にかかる際の費用負担について追加予算が都より提供される可能性がありますか。	募集要項P.7に記載の経費以外の補助金交付は予定していません。
31	募集要項	4	第1	4	(2)	イ(イ)宿泊コース	平成27年10月の有識者会議の報告書によると、「参加形態例」の記載によると高校生は宿泊中心というように見えるが、通所型コースと宿泊コースの位置づけを教えてください。	募集要項P.4に示しているとおり、何らかの形で宿泊コースは盛り込んで御提案いただきますが、「高校生は宿泊中心」という位置付けにはしておりません。通所型を基本コースとしつつ、基本コースと宿泊コースとを御提案ください。具体的な提案に基づいて、東京都教育委員会との協議・合意に基づき、プログラム改善を図り、より多くの児童・生徒が学校行事として利用しやすく、効果を得られる手法を取り入れていただきたいと考えています。
32	募集要項	4	第1	4	(2)	イ(イ)宿泊コース	宿泊コースは必須ですか。	

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
33	募集要項	4	第1	4	(2)	イ(イ)宿泊コース	計画地から遠方にある宿泊施設において、終日研修を行う運営でも認められますか。 例) 計画地には立ち寄らず、首都圏のホテルで2泊3日の宿泊研修を実施する、など	現状、地区計画上の用途制限、建築基準法上のビルの用途・構造上の観点から、タイム24ビル内には宿泊施設を設置することは困難です。宿泊コースの実施に当たっては、宿泊コースの全部を必ずしもタイム24ビル内で行うことを必須とはしておりませんので、幅広い内容で御提案ください。
34	募集要項	4	第1	4	(2)	イ(イ)宿泊コース	計画地の近く、または、遠隔地にある共同住宅(シェアハウス、アパート等)を借り切って、終日研修を行う運営でも認められますか。	
35	募集要項	4	第1	4	(2)	イ(イ)宿泊コース	タイム24ビル内に宿泊施設を設置することは可能ですか。	
36	募集要項	4	第1	4	(2)	イ(イ)宿泊コース	事業施設外部に宿泊施設を確保とあるが、児童・生徒の利便性や料金面を考慮して、施設側の了承を前提にして、施設内に宿泊機能を持つことは、可能ですか。	
37	募集要項	4	第1	4	(2)	イ(イ)宿泊コース	事業施設外部に宿泊施設を確保とありますが、児童・生徒の利便性や料金面を考慮して、施設側の了承を前提にして、施設内に宿泊機能を持つことが可能な場合に、宿泊施設部分も賃料免除にはなるという理解で良いですか。	
38	募集要項	4	第1	4	(2)	イ(イ)宿泊コース	宿泊コースについて。 別途用意することとなっている宿泊施設は、当該ビルからどこも離れており、その間の移動には不慮の事故などリスクが伴います。授業の延長として行うなら、その移動方法及び事故などへの保障は、都または学校側の責任／負担と捉えてよろしいでしょうか。 また、関連して、上記理由から宿泊プログラムを当面は実施しない提案でもよろしいのでしょうか。	プログラム実施に際しての危機管理対策及び体制については提案事項となっております。利用者の安全対策も含め御提案ください。移動中も含め、事故が発生した場合の補償義務についての責任や負担は事業者側にあります。 また、何らかの形で宿泊コースについての構想・計画も盛り込んで御提案ください。基本コースは通所型(日帰り型)と考えていますが、開業当初から宿泊コースの設定は必要です。ただし、開催に当たっては、例えば早期に申込予約を締め切ることや、予約を確保した後に宿泊施設をアレンジすることなど、柔軟に工夫していただければ構いません。
39	募集要項	4	第1	4	(2)	エ 国際交流	(国際交流の)頻度・規模のイメージを教えてくださいませんか。提案時から事業開始後に変更はあってもよいですか。変更はどの程度許されるのでしょうか。	頻度・規模とも、現段階では特段の要件は設けておりませんので、自由に御提案ください。イベント等については、提案の時点では、事業応募者と連携機関等とで詳細内容につき調整がつかないことも予想され、事業開始後の変更もやむを得ないと考えます。提案書には、実現可能性の見込みについても御記入ください。
40	募集要項	4	第1	4	(2)	オ 本施設利用者の成果を高めるための仕組みづくり	学校教育との連携にあたって参考となるものはありますか。	学校教育の基本的な内容・方法等については、以下を御参照ください。 ・学習指導要領 ・「国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策」、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」、「今後の英語教育の改善・充実方策について」、「生徒の英語力向上推進プラン」(文部科学省) ・「東京都長期ビジョン」、「東京都教育施策大綱」、「東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)」、「都立高校改革推進計画」(東京都・東京都教育委員会) そのほか、東京都教育委員会が、グローバル人材育成に向けた取組の一つとして作成した「Welcome to Tokyo」は、一つの参考になると考えています。 なお、本教材については、都内公立学校での学習に活用しています。一般には配布していませんが、参照のための希望があれば、応募予定者ごとに1セット(グループで応募予定の場合は1グループにつき1セット)貸与することが可能です(※貸与の方法については別途、応募窓口にお知らせします。)

No.	審 類 名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
41	募 集 要 項	5	第1	4	(3)	ア 営業日	英語村の営業時間に制限は設けますか。	施設は7時30分から23時まで利用者の入館が可能です。営業時間については、利用対象者やプログラム内容等に応じて適切な時間を設定してください。
42	募 集 要 項	5	第1	4	(3)	イ 施設利用者の収容能力	常時600人から800人程度を収容できる必要があるか(平日、休日などの日単位。早期・夜間などの時間帯)300人×2回転/日で600人の考え方もよいですか。	複数の学校が、学校行事として同時に利用可能となることの一つの目安として、600人から800人程度を同時に収容できることを提示したものです。ただし、予約の有無にかかわらず常時600人から800人程度を即時に収容できる体制とすべきことまでを義務付けられるものではありません。なお、平成27年5月1日現在の公立学校の在籍数が以下に掲載されていますので、利用対象者の参考値として御参照ください。
43	募 集 要 項	5	第1	4	(3)	イ 施設利用者の収容能力	600人～800人/日の根拠について教えてください。義務教育の公平性から、都として、公立小中学校及び都立高校の全校を、平等かつ義務的に体験してもらうこと(世論的にも)なると思います。運営事業者に対し、都として集客支援できる保証人数が、この数字という解釈でよろしいでしょうか。また、保証でないとしたら、都集客支援の最低保証可能人数は何人/日でしょうか。	http://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/toukei/27kouritsu/27mokuji.htm 東京都教育委員会は、多くの都内の学校に御利用いただくために、積極的に周知活動を行い、利用を呼び掛けていきますが、学校に参加を義務付けることまでをお約束するものではありません。実際の利用については、提供されるプログラムの内容に応じて、各学校が判断することとなる見込みです。東京都教育委員会は、参加人数を保証するものではなく、また、最低保証可能人数を表明しているものではありません。
44	募 集 要 項	5	第1	4	(3)	ウ(イ)プログラム監修者	プログラム監修者については個人を対象とするのか、それとも団体(例:大学)でも可能なのか、定義を告知していただけますでしょうか。	プログラム監修者の形態については、個人でも団体でも構いません。
45	募 集 要 項	5	第1	4	(3)	ウ(イ)プログラム監修者	プログラム監修者は、東京英語村の有識者にお願いして良いでしょうか。	プログラム監修者の要件については募集要項P.5にお示ししたとおり、特定の方を排除する規定とはなっておりません。
46	募 集 要 項	5	第1	4	(3)	ウ(イ)プログラム監修者	プログラム監修者は、複数の監修者からなる委員会などの組織体制とすることも可能ですか。	可能です。
47	募 集 要 項	5	第1	4	(3)	オ 利用料金	公立の学校の課外教育プログラムにおける実施予算の規定(1人あたりの予算等)はありますか。	学校行事等(修学旅行を除く。)に関する具体的な上限額の規則等はありませんが、「小学校、中学校、高等学校等の遠足・修学旅行について」(昭和43年10月2日文科中第430号)において「できるだけ簡素で実質的な計画をたて、実施に必要な経費をなるべく低廉にすること」とされています。
48	募 集 要 項	5	第1	4	(3)	オ 利用料金	団体料金の割引率。参考事例としてのベンチマーク施設、割引率をお示ください。	ベンチマークとなる施設や割引率は特段ありません。
49	募 集 要 項	5	第1	4	(3)	オ 利用料金	応募後もしくは、運営期間中に利用料金の変更は可能でしょうか。	料金を含む提案内容は、変更することはできません。ただし、開業後の状況の変化等、やむを得ない事由により変更を必要とする場合において、東京都教育委員会の承認を得ることを条件として、変更を認められることがあります。
50	募 集 要 項	5	第1	4	(3)	オ 利用料金	料金の見直しは自由にできますか。	
51	募 集 要 項	5	第1	4	(3)	オ 利用料金	運営開始後のプログラム内容の改定(新プログラム含む)ならびにサービス利用料金の改定に関しては、事業会社の判断で自由に設定、変更をすることができますか。そうでない場合、どの様な決定プロセスとなりますか。	
52	募 集 要 項	5	第1	4	(3)	オ 利用料金	学校団体以外の利用者(個人、ファミリー、大人のみ等)が利用する場合の利用料金は、自由に設定および変更できるとの理解でよいでしょうか。	都内の児童・生徒に対し安価な料金設定を実現できるような料金体系を幅広く御提案ください。料金を含む提案内容は、変更することはできません。ただし、開業後の状況の変化等、やむを得ない事由により変更を必要とする場合において、東京都教育委員会の承認を得ることを条件として、変更を認められることがあります。その他、利用料金に関しては、No.47から51までの回答も併せて御参照ください。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
53	募集要項	5	第1	4	(3)	カ 営業及び広報	他都道府県に所在し、都内への修学旅行を企画する学校を対象にすると、東京英語村のコンセプトに反すると思われますが、他都道府県の学校を営業や広報の対象にしようか。 (例)対象は東京都内在住者が原則	募集要項P.3及びP.5に示しているとおり、都内在住又は在学の小学校第5学年から高等学校までに相当する児童・生徒が優先的に利用でき、小学校第4学年以下に相当する児童についても可能な限り利用できることや、都内に所在する学校の行事としての利用を最優先とし、その次に都内在住又は在学の児童・生徒の個人利用を優先することとした上で、他都道府県の学校等を営業や広報対象としていただくことは可能です。
54	募集要項	5	第1	4	(3)	カ 営業及び広報	「都は積極的に周知活動を行う」とのことですが、都として広告宣伝活動をどこまで行うのか、また事業者の活動をどこまで支援されるのかお聞かせください。	東京都教育委員会は、より多くの都内の公立学校に御利用いただくために、都立学校や区市町村教育委員会に対し積極的な周知活動を行い、利用を呼び掛けていきますが、現時点で、学校に参加を義務付けることまでをお約束するものではありません。実際の利用については、提供されるプログラムの内容に応じて、各学校が判断することとなる見込みです。東京都教育委員会は、参加人数を保証するものではなく、また、最低保証可能人数を表明しているものではありません。
55	募集要項	6	第1	4	(4)	施設整備	現場視察の結果、老朽化した箇所が外部入口付近や各共用部周辺にかなりありました。建物側の改修については、通常の不動産物件同様、施設側(もしくは都)にて、補助対象部分とは別途で負担いただけるものと考えてよろしいでしょうか。 またその場合、事業者のプログラム内容や設計内容に基づき当該英語村に相応しい仕様への一部変更要望を提示することになると思われませんが、常識の範囲内での要望であれば受け入れられるのでしょうか。	現状渡しとして現況の状態でご引渡しを行います。老朽化については、その箇所により、(株)東京ビッグサイトに個別に協議の上、合意を得る必要があります。 なお、東京都教育委員会が交付を予定している補助金は、募集要項P.7に記載のとおりです。
56	募集要項	6	第1	4	(4)	施設整備	現場説明時、特にエントランス吹抜け部は夏秋時、西日が強く、かなりの室温になり快適ではないとのことでした。生徒や来場者への安全対策のために、エアコン強化等の設備対策を施設側、もしくは都にて開業前までに施していただけますでしょうか。	夏期において、室温が高くなることはありますが、従来から昼食時にレストランの客席として利用しており、現在の利用においては、問題ないと考えております。本事業の整備・運営に必要となる施設改修については事業者において実施していただきます。
57	募集要項	6	第1	4	(4)	イ 設計	現場図面のデータでの提供をお願いします(平面図、立面図、断面図、設備図、外構平面図等)。	
58	募集要項	6	第1	4	(4)	ウ 開業前の施設改修	CADデータをいただけますでしょうか。	図面については、別途、PDFファイルで応募予定者に送付します。図面は、本件の利用が終了した際に、破棄してください。
59	募集要項	6	第1	4	(4)	ウ 開業前の施設改修	施設改修に関する施工業者の選定・価格決定は事業者の裁量で行えますか。(ビッグサイト指定の施工業者への発注など、制約事項はありますか)。	分電盤、給排水工事、防水工事、厨房給排気工事・防災・空調設備等に係る施工業者選定はタイム24ビル所有者が行います。内装工事、什(じゅう)器備品、照明器具、電話工事等に係る施工業者の選定・価格決定は事業者の裁量で行っていただけます。 その他、別途お送りする「ご入居の手引き」の工事区分表を御参照願います。
60	募集要項	6	第1	4	(4)	ウ 開業前の施設改修	英語村内で火を使った調理は可能ですか。	
61	募集要項	6	第1	4	(4)	ウ 開業前の施設改修	厨房等の火気使用室を設定しても良いでしょうか。	火の使用、食堂設置について、消防法、建築基準法その他の制約や留意すべきことを踏まえ、所轄の消防署・担当官庁に事業者が協議していただく必要があります。 契約の際に取り交わす管理細則の禁止事項として、裸火を禁止しています。具体的に何が裸火に該当するかについては、個別に協議を必要とします。
62	募集要項	6	第1	4	(4)	ウ 開業前の施設改修	3階に食堂を設置する場合に建築的な条件はありますか。	
63	募集要項	6	第1	4	(4)	ウ 開業前の施設改修	食材搬入などで1階エレベーターを使用しても良いでしょうか。	搬出入は人荷用エレベーターを御使用ください。別途お送りする搬入の案内図面を参照願います。
64	募集要項	6	第1	4	(4)	ウ 開業前の施設改修	賃貸する部分ではない壁に配管用の穴をあけても良いでしょうか。	配管の設置に当たっては、(株)東京ビッグサイトと協議の上、ルート等を決定する必要があります。協議の結果、変更が必要になることがあります。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
65	募集要項	6	第1	4	(4)	ウ 開業前の施設改修	既存の空調本体・共用設備等に故障が出た場合の対処法をお示しください。	事務室内及び廊下その他オープンスペースの賃貸借エリアにおける維持管理費は、事業者側の負担となります。空調本体の維持管理費は、(株)東京ビッグサイト側の負担となります。
66	募集要項	7	第1	5	ア	施設改修経費	施設改修費(上限4.5億円)については、改修に関する支払明細提出後、翌月に支払われますか。また、税込で上限4.5億円で合っていますか。 (例)2018年8月工事完了、9月明細提出、10月東京都より事業者に入金される。	上限の4億5千万円は、消費税額を含んだ総額です。交付の詳細な手続等については別途定める補助金交付要綱に規定します。
67	募集要項	7	第1	5	ア	施設改修経費	施設改修経費の中には、開業前に必須の英語プログラム(コンテンツ)の制作・開発費及び稼働させる為のシステム開発等の費用も含むと考えると良いですか。	施設(壁・ドア等)・設備(電気・空調・内装等)の改修、(じゅう)器備品の調達に係る経費を想定していますが、具体的には別途定める補助金交付要綱に規定しません。
68	募集要項	7	第1	5	ア	施設改修経費	施設改修経費に、什器、備品、システム等は含まれますか。	
69	募集要項	7	第1	5	ア	施設改修経費	(施設改修経費について)具体的な対象範囲及び対象とされない範囲を教えてください。	
70	募集要項	7	第1	5	—	補助対象及び補助率	施設改修経費及び事業施設賃料の補助金申請額に消費税額は含まれますか。	施設改修経費の補助額上限(4億5千万円)は、消費税額を含んだ総額です。また、事業施設賃料の補助率10分の10の母数は消費税額を含んだ総額です。
71	募集要項	7	第1	5	—	—	駐車場使用料も補助金の対象となりますか。	補助金交付の対象とはなりません。
72	募集要項	7	第1	5	イ	事業施設賃料	賃料は、工事開始月から発生しますか、それとも、運営開始月から発生しますか。	賃貸借契約期間の始期は、平成29年4月以降で事業施設の改修を開始する月を原則とします。
73	募集要項	7	第1	5	イ	事業施設賃料	事業施設賃料:10分の10は、償還払いで良いでしょうか。 (例)賃料を事業者がタイム24ビルに支払、翌月10分の10が東京都より事業者に入金される。	交付の詳細な手続等については、別途定める補助金交付要綱に規定します。
74	募集要項	8	第1	6	(4)	補助金の交付手続	補助金の支払時期と支払方法について教えてください。	
75	募集要項	8	第1	6	(4)	補助金の交付手続	補助金の交付は事業完了後ではなく、事前に全部または一部の交付を受けることはできませんか。	
76	募集要項	7	第1	6	(3)	基本協定の締結等	基本協定の現状の案をお示しください(1次、2次共)。	「基本協定その1」には、最優秀事業応募者の選定後、当該者を事業予定者として決定すること及び事業計画等について具体的な協議を進めること等を内容とします。「基本協定その2」には、英語村(仮称)の開業日及び運営期間等、本事業の実施に関する事項についての協議を行った結果、東京都教育委員会及び事業予定者の双方で合意に至った事項を記載します。
77	募集要項	8	第1	6	(6)	本施設のプログラム企画・運営、施設改修及び維持管理等	作成したプログラムの著作権等の知的財産権は事業者には帰属すると考えて良いでしょうか。	本事業に関して、事業者が本事業に関わり作成した情報、書類及び図面等の成果物の著作権その他の知的財産権については、全て事業者には帰属するものとします。ただし、東京都教育委員会が必要と認めるときには、東京都教育委員会は無償で使用することができるものとします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
78	募集要項	8	第1	6	(6)	本施設のプログラム企画・運営、施設改修及び維持管理等	東京都教育委員会の確認において協議のすりあわせが難航し、確認や変更の承認がいただけない場合どうなりますか。	東京都教育委員会の確認には一定の期間を要しますが、そのことに伴う損失の補填はいたしません。なお、合意を得ることが必要な場合は、早めに東京都教育委員会に御協議ください。
79	募集要項	8	第1	6	(6)	本施設のプログラム企画・運営、施設改修及び維持管理等	東京都教育委員会の確認において協議のすりあわせが難航し、事業進捗に間に合う形で確認がいただけずに事業進捗が遅れた場合、機会損失の補填を東京都教育委員会はおこなっていただけますか。	
80	募集要項	9	第1	6	(7)	事業期間中における東京都教育委員会への報告	(事業期間中における東京都教育委員会への報告について)報告内容および頻度はどのような内容となりますか。	定期的を実施する報告については、事業実施状況、利用状況、収支状況等につき、毎年度1回行うことを想定しています。
81	募集要項	10	第2	2	(2)	事業応募者の構成等	事業者グループでSPCを設立のうえ事業を行う場合、運営期間の途中で参加者、或いは中心的役割を果たす者を他の者へ変更することは認められますか。	提案時に、提案企業の財務状況の健全性も評価した上で、事業予定者を決定しますので、中心的な役割を担う者を変更することはできませんが、やむを得ない事情がある場合は、東京都教育委員会に御相談ください。参画企業・協力企業についても、提案時と同じ者が望ましいですが、事業予定者決定後、事業予定内容に更に付加価値を付ける上で、他の企業の参画・協力が望ましい場合は、変更・追加も、内容に応じて可能と考えます。その際は、東京都教育委員会との協議・合意が必要です。
82	その他	—	—	—	—	—	コンソーシアムを組む場合、参画事業者は申請時と事業開始時で変わる可能性もありますが、その許容範囲を教えてください。	
83	募集要項	10	第2	2	(2)	事業応募者の構成等	本事業実施を目的とした法人を設立した場合、事業開始後に事業者の資本構成を変更することは可能でしょうか(第三者割当増資、株主の一部入れ替わり、持株比率の変更等)	事業主体の実質が変更になるような主要な株主の変更については原則できません。ただし、東京都教育委員会が同視する場合はこの限りにありません。
84	募集要項	11	第2	2	(2)	事業応募者の構成等	協賛金の拠出等により事業者を支援するものを応募後に募ることは可能ですか。また、プログラム参加者に対する広告宣伝を行う協賛は可能ですか。	可能です。ただし、提案時に協賛金の拠出の可能性についても可能な範囲で御記入ください。協力会社については、応募時に参加を明らかにすることを原則としますが、東京都教育委員会の承認を得ることによって変更することも可能とします。また、プログラム参加者に対する広告宣伝を行う協賛は可能ですが、その内容につき、事前に東京都教育委員会の承認を得ることとします。
85	募集要項	11	第2	2	(3)	ア 事業収支計画	収支計画は、事業施設賃料補助を営業外収益に計上する形でいいのでしょうか。また、事業施設賃料補助が無いと経営が成り立たない収支計画で良いのでしょうか。何らかの目安(賃料補助無しでも営業利益率5%以上、など)はありますか。	賃貸借契約締結後は、営業外収益に計上していただくこととなりますが、提案に当たっては、賃料の10分の10を東京都教育委員会が負担しますので、賃料は0円と仮定して収支計画を作成してください。
86	募集要項	15	第3	1	—	事業全般	事業リスクは事業者が負いますか。	事業実施に伴うリスクは事業者の負担となります。なお、詳細は事業予定者決定後、締結を予定する協定書において規定します。
87	募集要項	17	第4	3	—	事業施設の現地見学	提案書の提出の前、再度事業施設の現地見学および質問をさせていただくことは可能でしょうか。	再度の事業施設見学及び質問受付は実施いたしません。

No.	審 類 名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
88	募 集 要 項	19	第3	7	(2)	—	提案書提出の使用ソフトについてWord、Excel以外を用いてもよろしいでしょうか。	原則として所定のファイル形式・バージョンでの御提出をお願いします。ただし、様式集に定めた様式以外の添付資料については、Word、Excel以外のソフトで構いません。その際、提案書等の提出前にファイルの一部を送付いただき、こちらで動作確認を行うことも可能です。
89	審 査 基 準	1	2	—	—	審査方法	審査員構成。 審査の公平性をどのように担保されますか。 例えば、審査員メンバーの事前公開等。もし公開できない場合はその理由及び構成メンバーの所属等(都職員、外郭団体、有識者、民間等)とそれぞれの人数、合計、委員長はどのような立場の方かの発表等。	静謐(ひつ)な審査環境を確保する観点から、審査結果とともに公表する予定です。英語教育プログラム内容、施設運営、施設整備、事業の経営等の各分野を専門とする外部有識者を含む委員を予定しています。
90	審 査 基 準	1	2	—	—	審査方法	民間事業への期待をより明確・公平にするために、審査項目と配点を事前公開いただけますでしょうか。具体的にどのポイントを重視するのをお示ください。	審査の観点については、「英語村(仮称)」事業 審査基準にお示しするとおりです。 いずれの観点も審査対象としますが、特に、「(2)プログラム事項」、「(3)施設運営事項」、「(4)施設整備事項」については、重点的に審査する予定です。 【最重要事項】 「(2)プログラム事項」について ・「ア 基本コース」が充実していること。(英語を教わるだけでなく、使う楽しさや必要性を体感できる体験的・実践的なプログラム内容となっていることや国際社会の多様性を理解できるプログラムがあること 等) ・「ウ プログラム環境」において、より少人数のプログラムとなっていること。 ・「オ 学校教育との連携を図る仕組み」がとられていること。 ※「エ 国際交流」について企画・検討されていることについても評価します。 「(3)施設運営事項」について ・外国人スタッフを安定的に確保できること。 【重要事項】 「(3)施設運営事項」について ・学校行事による利用のための団体料金が設定されていること。 ・東京都に所在する学校の団体利用及び東京都内在住又は在学の児童・生徒の個人利用について、共に安価な利用料金が設定されていること。 ・600人から800人程度の児童・生徒がプログラムへの参加やその他活動のため一斉に入場し滞在できる収容能力であること。 「(4)施設整備事項」 ・英語や異文化への興味や関心を喚起する魅力的な空間を創出できる設計であること。 【その他重視する事項】 より安定的・継続的に事業を運営できるかという趣旨から、以下の項目についても重視します。 ・事業応募者の資力、信用力、履行能力及び参画者相互の関係性が優良であること。 ・本事業の収支
91	審 査 基 準	5	7	(2)	ア	基本コース	国際社会の定義は特定の国や地域に限定されますか。たとえば、アメリカ、ヨーロッパ、西欧文化、中近東、アジアなど。	特定の国や地域を限定するものではありませんが、「英語を使用する楽しさや必要性を体感できる」「英語学習のきっかけ作りとなる」という整備・運営目的に留意いただく必要があります。
92	審 査 基 準	5	7	(2)	ア	基本コース	「体感できる体験的・実践的」とありますが、体感とは5感(視覚、聴覚、触覚、味覚、嗅覚)のすべてを想定していますか。特定の感覚のみでよいですか。	特定の感覚に限定するものではありませんが、必ずしも五感全てを使うことを必須としているわけではありません。
93	審 査 基 準	5	7	(2)	ア	基本コース	障害とはどういった障害を想定していますか。配慮の程度はどこまで必要ですか。	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)が平成28年4月から施行されたことに伴い、東京都において「東京都障害者差別解消法ハンドブック」を作成しておりますので御参照ください。 http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shougai_shisaku/sabekai.html
94	審 査 基 準	5	7	(2)	オ	学校教育との連携を図る仕組み	事前・事後の学習を行う機会とは具体的にどういった時間を想定していますか(総合学習の時間、英語の時間など種類とその時間量)。	英語や外国語活動に関する教科の時間や総合的な学習の時間、学級活動等の特別活動の時間が想定されます。具体的な実施方法や配当時間は、各学校の判断となりますので、柔軟な実施に対応できる工夫を取り入れていただきたいと思います。
95	審 査 基 準	5	7	(2)	ア	基本コース	プログラムの提供時間は何時間くらいを想定していますか。学校が利用しやすいのはどのくらいですか(例えば1時間、3時間、1日、3日、1週間など)。	プログラムの内容次第でもあるため、一概には申し上げられません。一般的に、学校行事等における校外学習は、複数日にまたがらず、終日や半日での利用が想定されます。学校からの移動時間も学校行事等の時間に含まれます。
96	審 査 基 準	5	7	(2)	ウ	プログラム環境	「スタッフ1人に対する利用者は10人程度まで」とあるが、プログラム中、常にその対応が必須ですか。	プログラム全体を通じて、ネイティブスタッフとのコミュニケーションの機会を十分に確保していただく必要があります。そのため、スタッフ一人に対する利用者は10人程度までの対応が原則として常に必要と考えますが、イベントや、大人数での環境を創出することが、より体験の効果を高めることとなるようなプログラムについては、この限りではありません。

No.	審 査 類 名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
97	審 査 基 準	6	7	(3)	キ	その他	食事は外部で調達することも可能ですか。	可能ですが、利用者の食の安全(アレルギーへの対応がどの程度まで可能なかを具体的に示すなど)には十分な配慮をお願いします。
98	審 査 基 準	6	7	(3)	キ	その他	プログラム上で飲食の提供は可能ですか。	
99	審 査 基 準 集 集	—	—	—	—	—	各審査基準の項目は、どの様式において評価されるのでしょうか。	別添表を御参照ください。
100	様 式 集	5	様式E	—	—	—	連結決算としている場合、様式Eに添付する貸借対照表や損益計算書等の経営に関する資料は、連結決算に基づいたものとする必要がありますか。また、「法人税納税証明書」の「地方税に係るものを含む」とあるのは具体的に何税を指すのでしょうか。	連結決算としている場合は、単体のものではなく、連結決算に基づいた資料及び株主資本等変動計算書を御提出ください。また、キャッシュフロー計算書を作成されている場合は、御提出ください。 直近1年間の法人税、法人事業税、法人住民税及び消費税の滞納がないことを証明するために必要な資料を御提出ください。
101	様 式 集	5	様式E	2	—	会社概要	会社概要と記載されていますが、グループ全体の会社概要が分かるパンフレットのみとなります。そのため、別添で当社の概略が分かる簡易的な資料も同封しての提出となりますが宜しいでしょうか。	構いません。
102	様 式 集	5	様式E	7,8,9	—	貸借対照表等	弊社はグループ内の3社が合併して設立されました。5か年分の財務諸表及び納税証明は3社分の提出と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、合併前の期間も含む3社の5か年分の財務諸表を御提出ください。納税証明は、1年分で結構ですが、直近1年以内に合併した場合は、3社分の御提出が必要です。
103	様 式 集	23	様式17	—	—	施設設計	意匠作成において、下記図面cad dataをいただけますでしょうか。 建築外観立面図(dxfl)／各フロア展開図(pdf・dxfl)／各フロア設備図(pdf)	別途、応募予定者にPDFファイルを送付します。図面は、本件の利用が終了した際に、破棄してください。
104	様 式 集	—	—	—	—	—	「消費税率は(略)平成29年3月31日まで8.0%、平成29年4月1日以後10.0%を前提としてください」とありますが、「平成29年4月1日」を「平成31年10月」に読み替える必要はありますか。	消費税率については、平成31年9月まで8.0%、平成31年10月以降を10.0%を前提として、各様式に該当の記載がある場合はそれぞれ読み替えてください。
105	様 式 集	—	応募手続	提案書類	—	—	様式29(事業実績)について、社名を伏せても特徴的な事業を行っているため、類推されてしまう可能性があります。そのような事業を記載してもよいですか。	特徴的な事業についても記載していただいても構いませんが、出来る限り社名が特定されないよう、法人名及び団体名を類推できる具体的な情報(ブランド名や商品名等)を記載しないなどの御配慮をお願いします。
106	様 式 集	—	応募手続	提案書類	—	—	様式8に連携先企業を具体的に書いてよいですか。	事業応募者名、参画者名及び協力会社名を特定又は類推する内容となり得るため、特定の機関・団体名は記載しないようお願いいたします。
107	様 式 集	—	応募手続	提案書類	—	—	審査基準にある「参画者相互の関係性が優良なこと」については、どの様式をもって評価されることとなりますか。	参画者相互の関係性が優良であることについて、同チームでの過去の実績等、特筆すべき内容がある場合は、様式26(事業の実施体制に関する提案)又は様式29(事業実績)に、そのことが分かるように明記の上、盛り込んでください。
108	そ の 他	—	空調	排煙方式	—	排煙窓・機械排煙	「※機械排煙の使用は別途工事が必要」とありますが、具体的にはどのような工事になりますか。	現状では、天井をチャンパーとした、機械排煙設備が設置されています。 変更にあたっては、建築基準法担当部署・所轄の消防署等に御相談いただく必要があります。
109	そ の 他	—	—	—	—	看板設置(屋外、屋内)	現地見学時の配付資料に、「東京都屋外広告物条例により屋外広告物の規制を受けます。」とありますが提案書計画時に本建物について窓口等で相談することは可能でしょうか。	個別具体的に検討する必要があります。 ビルの外観に影響するためビル側に事前相談をお願いいたします。 その後、東京臨海副都心まちづくり協議会に御相談ください。

No.	審 類 名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
110	その他	—	—	—	—	—	紙焼でいただいている平面図、立面図のCADデータをいただくことはできますか。同じく各フロアの天井伏図、1Fアトリウムや2F、3Fの断面図等のCADデータをいただくことはできますか。	図面については、別途、PDFファイルで応募予定者に送付します。図面は、本件の利用が終了した際に、破棄してください。
111	その他	—	—	—	—	—	2F、3Fの動かすことのできない防火壁の色付図面をいただいておりますが、5/30の現場視察時の説明で範囲の変更があったので再度色付け図面を提供いただけることでした。図面はいつごろいただけますでしょうか。	図面については、別途、PDFファイルで応募予定者に送付します。図面は、本件の利用が終了した際に、破棄してください。
112	その他	—	—	—	—	—	防火壁を法規制内で動かすことは可能でしょうか。その際、元の防火区画を確認申請図面等で確認することはできますか。それとも防火区画の変更はしない前提の計画が必須でしょうか。	防火区画を法令に従い変更すること、現在の防火区画の確認は、可能です。変更に当たっては、建築基準法担当部署・所轄の消防署等に御相談いただく必要があります。
113	その他	—	—	—	—	—	1Fアトリウムの天井構造体から吊り物を施工することは可能でしょうか。その際の制限等がありますか。	スプリンクラーの散水障害となり得るため、建築基準法担当部署・所轄の消防署等との協議が必要です。
114	その他	—	—	—	—	—	工事区分表をいただきたいのですがございますでしょうか。	別途お送りする「ご入居の手引き」を御参照ください。
115	その他	—	—	—	—	—	工事条件(工事期間・作業時間並びに仮設計画等)をご指示いただきたいのですが。	その他の工事条件は、別途、応募予定者に送付します。
116	その他	—	—	—	—	—	本英語村でのプログラム体験後の、東京都ならびに教育委員会が目論む生徒の修得度や英語力の目安などはありますか。	対象とする児童・生徒が小学校段階から高等学校段階までと幅が広いため、一律の数値的な目安を示すことは難しいですが、異なる国や文化の人々と円滑にコミュニケーションを図ることができる能力、異なる文化の人々と円滑にコミュニケーションできる英語力、日常生活に必要な英語力が必要であると考えます。具体的には、CEFRのA1からB2レベルにわたるいくつかの目標を設定することが必要であると考えます。より個々人に着目すると、例えば、体験プログラムにおいて英語の発話量が増える経験が積むことで、体験後に英語によるコミュニケーションへの自信と表現力が身に付いたり、英語を使ったコミュニケーションに対する意識、意欲が向上したり、学校で学んだ英語表現を様々なシチュエーションの中で実際に使ったり聞き取ったりすることで、より使える英語力が育成されたりということなどが挙げられます。なお、英語教育に関する国や東京都教育委員会の考え方については、No.26及び27の回答も併せて御覧ください。
117	その他	—	—	—	—	—	1階のカフェは一般向けに開放してもよいですか。	一般向けの営業を行っても、差し支えありません。
118	その他	—	—	—	—	—	工事可能時間に設定はありますか。	工事可能な時間は8時30分から18時までとなります。その他、別途お送りする「ご入居の手引き」の工事区分表を御参照願います。その他の時間については、作業届を提出していただき、時間等の調整を行い決定します。
119	その他	—	—	—	—	—	非常階段を通じてオフィスの方へ入ることができますが階段の内側にセキュリティを設ける計画はありますか。	本事業関係者以外の立入りを制限するための仕組み(階段の内側にセキュリティを設ける等)については、事業者において講じていただけます。

※本回答では、東京都教育委員会が東京都知事の権限に属する事務の補助執行者として補助金交付事務を行う場合においても、東京都教育委員会と表記しています。

「英語村(仮称)」 審査基準及び該当様式(質問No.99関係)

下表にお示しする審査項目、各事項の着眼点は、平成28年3月28日に公表した審査基準を一覧表の形にしたものです。内容に変更はありません。

審査項目		各事項の着眼点	該当様式	
7 事業者提案の審査	(1) 事業の基本的な事項	ア 事業・施設コンセプト	基本コンセプトが、本施設を利用する児童・生徒にとって実社会で英語を使用する楽しさや必要性を体感でき、英語学習の意欲向上のきっかけ作りとなるようなプログラムや施設づくりとなっていること。	様式1
		イ 目標設定、効果検証	(ア)本事業の目的に合致した目標設定であること。 (イ)数値等の具体的な目標を設定し、実績を継続して把握するとともに、その結果をプログラム内容に反映する仕組みが導入されていること。	様式1
		ウ 開業までのスケジュール	プログラム作成、施設改修、人材確保等のスケジュールが具体的かつ合理的なものであり、迅速性及び実現可能性が高いこと。	様式2
		エ 利用対象者	募集要項に示した要件を踏まえた設定であるとともに、事業の安定性等の観点からの工夫がなされていること。	様式3
	(2) プログラム事項	ア 基本コース	(ア)児童・生徒の年齢又は発達段階等を踏まえた内容となっていること。 (イ)我が国の伝統・文化や国際社会の多様性を理解できるプログラム内容があること。 (ウ)英語を教わるだけではなく、使う楽しさや必要性を体感できる体験的・実践的なプログラム内容となっていること。 (エ)本施設の整備・運営目的を踏まえた効果が期待できること。	様式4 様式5
		イ 宿泊コース	(ア)宿泊コースならではのプログラムの工夫がなされていること。 (イ)宿泊施設の確保に当たり、宿泊施設までの移動時間や安全な移動手段の確保などについての配慮がなされていること。 (ウ)宿泊施設においても、利用者が英語を使用する機会を確保するための工夫がなされていること。 (エ)宿泊施設の確保方法等の考え方が具体的であること。 (オ)児童・生徒の安全確保及びセキュリティ対策についての配慮がなされていること。 (カ)利用料金の設定が適切であること。	様式6 料金については様式14
		ウ プログラム環境	(ア)プログラムスタッフ1人に対する利用者の数が、プログラムの効果を十分得られるものとなっていること(スタッフ1人に対する利用者は10人程度までとするが、より少人数であることが望ましい)。 (イ)利用者の英語の使用頻度やレベル設定が適切であること。 (ウ)スタッフの語学力や指導力等を効果的に活用した環境を構築していること。 (エ)障害のある児童・生徒の利用についての配慮がなされていること。	様式5 様式6 様式7
		エ 国際交流	(ア)利用者にとって上記プログラムとは異なった体験・活動ができるなど、有効性の高いイベント等となっていること。 (イ)イベント等における児童・生徒の安全確保及びセキュリティ対策についての配慮がなされていること。	様式8
		オ 学校教育との連携を図る仕組み	児童・生徒が、学校の行事として本施設を利用する際に可能な限り大きな成果を得られるよう、学校での事前・事後の学習との連携を図る仕組みを導入していること。	様式9
		カ その他	上記のほか、プログラムの効果的な提供等についての創意工夫がなされていること。	様式4～9

「英語村(仮称)」 審査基準及び該当様式(質問No.99関係)

下表にお示しする審査項目、各事項の着眼点は、平成28年3月28日に公表した審査基準を一覧表の形にしたものです。内容に変更はありません。

審査項目		各事項の着眼点	該当様式	
7 事業者提案の審査	(3) 施設運営事項	ア 営業日及び時間	(ア) 児童・生徒の年齢又は発達段階等を踏まえた適切な時間帯が設定できていること。 (イ) 児童・生徒以外を対象とする場合は、児童・生徒の利用に支障が生じないよう、配慮及び工夫がなされていること。	様式10
		イ 施設利用者の収容能力	(ア) 600人から800人程度の児童・生徒がプログラムへの参加やその他活動のため一斉に入場し滞在できる収容能力であること。 (イ) 上記(ア)の収容能力とは異なる施設設計をする場合には、その必要性及び優位性等を具体的に説明できていること。	様式10
		ウ 人事管理	(ア) プログラム監修者を配置していること。 (イ) 運営体制や労務管理体制が構築されていること。 (ウ) 外国人スタッフが安定的に確保できること。 (エ) スタッフの育成計画の効果及び実現性が高いこと。	様式11 様式12
		エ 利用者募集・受付方法	(ア) 東京都に所在する学校の行事としての利用を最優先できる仕組みが講じられていること。 (イ) 東京都内在住又は在学の児童・生徒の個人利用を、上記(ア)の学校行事利用の次に優先する仕組みが講じられていること。 (ウ) 個人情報適切に管理される対策が講じられていること。 (エ) 団体利用時も円滑な受付が可能となるよう対策が講じられていること。	様式13
		オ 利用料金	(ア) プログラム内容や利用者の年齢・発達段階、参加形態・時間帯等を踏まえた料金体系及び価額であること。 (イ) 学校行事による利用のための団体料金が設定されていること。 (ウ) 東京都に所在する学校の団体利用及び東京都内在住又は在学の児童・生徒の個人利用について、共に安価な利用料金が設定されていること。	様式14
		カ 営業及び広報	(ア) 効果的な営業・広報活動が計画できていること。 (イ) 効果的な集客手法を計画していること。 (ウ) 学校行事の利用に限らず、個人での利用や継続利用の促進も図られていること。	様式15
		キ その他	(ア) 安全面や衛生面についての配慮が十分になされていること。 (イ) 事故や災害発生時などの緊急時に備えた危機管理対策が十分に講じられていること。	様式16
	(4) 施設整備事項	ア 設計	(ア) 英語や異文化への興味や関心を喚起する魅力的な空間を創出できる設計であること。 (イ) 提供するプログラムとの整合性が図られていること。 (ウ) 小学生から高校生までの幅広い年齢層に対応できる施設となっていること。 (エ) 障害のある児童・生徒の利用についての配慮がなされていること。 (オ) 児童・生徒の安全確保及びセキュリティ対策についての配慮がなされていること。 (カ) 施設・設備整備の実現可能性が高いこと。	様式17～23
		イ 施設改修等	(ア) 事業施設のテナントや利用者への配慮・協力・工夫がなされていること。 (イ) 長期間の運営を想定した維持管理・修繕計画が立てられていること。	様式23 様式25
		ウ 施設改修等経費	経費を軽減させるための工夫があること。	様式24 様式25
8 事業の経営に関する評価	(1) 事業応募者	(ア) 事業応募者の資力、信用力、履行能力及び参画者相互の関係性が優良なこと。 (イ) 参画者間の責任が適切に分担されていること。 (ウ) 事業の安定性及び継続性を確保する対策が講じられていること。	様式26 様式27 様式29 様式Eの添付書類	
	(2) 本事業の収支	(ア) 提案内容と事業収支計画の整合性が図られていること。 (イ) 事業収支の安定性及び継続性を確保できる収支となっていること。 (ウ) 具体的な事業収支が見込めていること。	様式28及び 様式30～37	
	(3) 事業実績	本事業を企画・運営するに当たり、有用と考えられる事業実績があること。	様式29	
9 総合的な評価		事業応募者の独創性、積極性、対応力等	—	